

無料

4年4月から 中小企業もパワハラ防止対策が義務化

何をしないといけないか、やらないとどうなるかをインターネットでご覧ください

パワハラ防止対策を分かりやすく学ぶセミナー

何をしないといけないの？

1. 方針の明確化と社員への周知・啓発



4. 相談窓口担当者と企業が迅速・適正に対応



2. 行為者への方針・対応を就業規則に規定し社員に周知・啓発



5. 相談者・行為者のプライバシー保護と社員への周知



出勤停止14日間

3. 相談窓口を決め社員に周知



6. 相談者の不利益扱い禁止を定め社員への周知・啓発



！ やらないとどうなるの？ どえりゃあ事になります

1. 労働者からの訴え



最近是在職中の労働者も、賠償請求等を企業に行います

2. 行政指導・企業名公表



行政は指導勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します

3. 都道府県労働局紛争調整委員会あつせん



委員会より通知がありパワハラ等の紛争を1回2時間で解決します

4. 地方裁判所労働審判



民事問題を2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に

5. 合同労組団体交渉



労働のプロ。社外労組(ユニオン)との対峙を余儀なくされます

6. 裁判



賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名

2. 内 容

パワハラ問題等の講演・企業指導で今最も人気の公認心理師と、企業側の立場で様々な労働問題を解決する凄腕弁護士が講師で、事例を交えてパワハラ問題の対応を解説します。また、単独での対応が難しい企業様のために、労働基準協会が実施するパワハラ防止活動もご紹介します。

(1)労働劇で学ぶ

「パワハラって何？会社は何をすれば良いの？」

講師 フローリッシュ社労士事務所 所長 公認心理師

特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー 新美智美氏

【講師紹介】

多くの企業からハラスメント等の相談を受け、行政や労働基準協会のハラスメント防止研修、社員研修等の講師を担当。また、労働基準協会のパワハラ等相談代行機関「勤労者労働総合相談センター」のセンター長も務める。労働基準協会が実施する労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。



年間100講演。パワハラ問題で今最も人気の講師です。

労働劇 「パワハラを大事件にしないために」 の内容



営業の笠寺課長。成果の上がない熱田さんを怒鳴ります



総務の相談窓口は全く頼りにならない



熱田さんは合同労組(ユニオン)に相談をしその組合員となった



そして会社とユニオンとの激しい団体交渉。会社を揺るがす事態に

(2) “そんな対策できない”と思われた企業様に

「パワハラ防止のための労働基準協会の活動」

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部長 石田和彦

【ご説明内容】

一つの企業で相談対応等の知識、技能が必要なパワハラ防止対策を行うには限界があります。労働基準協会では、パワハラ等に関する企業の相談、社内研修、相談業務代行、事案解決等の活動を広範囲に行っております。ぜひともご活用ください。



労働劇ではパワハラ上司を演じます。

(3)特別講演

「パワハラ事件がこじれると どうなるの？」

講師 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏

【講師紹介】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛ける凄腕弁護士。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。愛知県下各労働基準協会が開催する数多くのセミナー・講座の講師を務め、企業側での目線とち密な解説には定評がある。



「何でもパワハラ」に異議を唱える企業側凄腕弁護士です。

3. お申し込み方法

- ・下記の申込書を名北労働基準協会へFAXでご提出ください。
- ・お申込み後一週間以内に、視聴用パスワードを記載した受講票と、視聴方法のご案内をお送りいたします。

【お問合せ先】(一社)名北労働基準協会 TEL:052-961-3655 FAX:052-962-1670

令和4年 月 日 パワハラ防止対策を分かり易く学ぶセミナー インターネット受講申込書

事業場名			TEL	()	—
事業内容			FAX	()	—
所在地	〒		労働者数	人	
お申込者	No	氏名	所属部署・職名	No	氏名

No. 記入不要です。※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。 R5.9.13